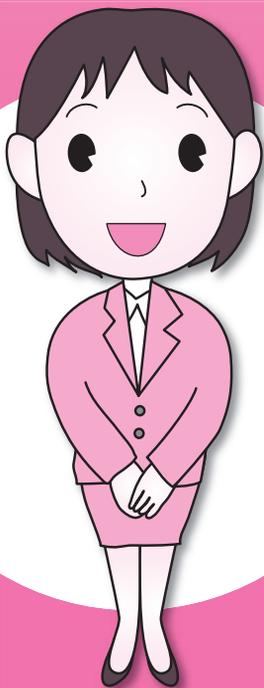


みなさんの疑問に
お答えします！



Q & A



Q. 議員にはどうしたらなれるのですか？



A. 選挙権のある満25歳以上で、引き続き3か月以上市内に住所のある人には、市議会議員に立候補する資格(被選挙権)があります。議員になるには、4年ごとに行われる市議会議員選挙に当選することが必要です。多くの市民の支持(得票)を得るためには、一般的に地元町内会や勤務先、各種団体などの支持を得ることや市政について広く勉強することが必要とされています。(P32参照)



Q. 「議員バッジ」はいつ誰からもらうのですか？



A. 市議会議員選挙での当選確定後に行われる「当選証書付与式」の際に、市議会議会局から貸与されます。市議会議員バッジは全国共通のデザインとなっています。



Q. 「議員バッジ」はいつも着けていなければいけないのですか？



A. 横須賀市議会議員及び横須賀市議会議会局職員き章規程により、議会活動に当たり、常に着用するよう規定されています。



Q. 議員になると、以前の仕事を辞めなければならないのですか？



A. 法律(地方自治法第92条「兼職の禁止」、第92条の2「議員の兼業禁止」)で禁止されている職業(衆議院・参議院議員、県議会議員、行政職員など)以外ならば、辞める必要はありません。



Q. 議員は毎日、議会に来るのですか？



A. 議員の身分は「非常勤特別職」ですから、毎日出勤する必要はありません。ただし、議会の会議(本会議、委員会)や視察などを休む場合は、欠席の届け出をすることになっています。議員が議会に来ているかどうかは、市役所本庁舎の「(議員)出退表示盤」ランプで表示しています。



Q. 議員が家にいるときは休みなのですか？ 休暇はあるのですか？



A. 議員には一般的な「休暇」制度はありません。議員にとって、議会の会議や市の行事などに出席するほか、地域住民の要望や生の声を聞くことも大切な仕事です。議会以外での政務活動もあり、公務、私的活動の区別がしにくいことから、「24時間休みなし」と言うこともできます。一方で、本市議会の会議規則、委員会規則は、本会議・委員会を欠席・遅刻・早退する場合、理由を付して議長・委員長に届け出ることとされており、例えば議員が出産や、出産補助等で欠席することが可能となっています。



Q. 議員をなぜ「先生」と呼ぶのですか？ 議会ではなんと呼び合っているのですか？



A. 本会議では「〇〇議員」、委員会では「〇〇委員」と呼んでいます。これが正式ですが、普段は「〇〇さん」「〇〇議員」「〇〇先生」という呼び方もあり、決まりはありません。「先生」は、教師や医師など尊敬を集め、指導的立場にある人への呼称ですが、議員をそのように呼ぶ方もいます。



Q. 議員の「報酬」はどうやって決めるのですか？



A. 議員の報酬額は、「議会議員の議員報酬等に関する条例」で定められています。報酬額を変更する場合は、この条例の改正が必要で、市長が諮問する特別職報酬等審議会からの答申を受けて議案として提出され、議会の議決を経て決められます。(P43参照)



Q. 議員は「退職金」や「定年」はあるのですか？



A. 議員は退職金や定年はありません。



Q. 政務活動費はどういうものですか？



A. 政務活動費は、法令の規定に基づき、市政に関して議員又は会派が実施する調査研究、資料の作成・購入、広報・広聴などの政務活動に必要な経費の一部として交付され、収支報告書の提出が義務付けられています。議員は、議会における議案の審査や政策立案能力の充実のため、政務活動費を有効に活用し、調査研究などの活動を積極的に行っていくことが期待されます。



Q. 議場や委員会の「議席」はどうやって決めるのですか？



A. 本会議や委員会の場で、議長または委員長が指定します。ただし、一方的に決めるのではなく、議員(委員)や議会局の意見を聞いたうえで決めています。



Q. 議長と副議長はどうやって決めるのですか？



A. 一般選挙後の初めての議会では、議員の中から議長、副議長を選出(選挙)します。議長、副議長の任期は当該議員の任期となりますが、任期の途中で辞任したときは、改めて選挙を行い、新しい議長や副議長を選出します。



Q. 議長、副議長は毎日、議会に来るのですか？



A. 他の議員と同様、非常勤特別職であるため、毎日議会に来る義務はありません。しかし、さまざまな行事への出席や議会の意思決定を行う業務があるため、他の議員と比べると議会へ来る回数はずっと多く、毎日に近い形になっています。



Q. 議長、副議長に「出張」はあるのですか？



A. 市内での各種会議やさまざまな行事への出席のほか、全国市議会議長会などの会議へ出席するため、出張はかなり多くあります。



ア
案件…………… 24・25

イ
委員会（常任・議会運営・特別）…………… 21・22・25・41
委員会付託…………… 25
意見書…………… 14・26・29
地方自治法の規定に基づき、議会としての意思を関係機関あてに意見としてまとめた文書のこと。

意見書提出権…………… 14
一事不再議の原則…………… 23
一般質問…………… 24・25
市の仕事全般について、議場で市長などに考え方や説明を求めること。

インターネット中継…………… 30・52・73

エ
延会…………… 24
予定案件を終了しないで、その日の会議を終えること。

カ
開会…………… 24・25
定例会または臨時会を始めること。
会期…………… 20・21
会期不継続の原則…………… 23

開議…………… 24・26
議事日程に従ってその日の会議を開くこと。会議時間は原則として午前10時から午後5時まで。

会議録…………… 6・7・30
会派…………… 17・38～41
神奈川県内広域水道企業団…………… 16
神奈川県後期高齢者医療広域連合…………… 16
過半数議決の原則…………… 23
監査請求権…………… 15

キ
議員…………… 16・38～40・64～67
議員の義務…………… 31
議員の権利…………… 31
議員の紹介（請願の署名等）…………… 29
議会の解散と議員の解職…………… 34
議員総会…………… 21
一般選挙後、最初の議会の進行について協議又は調整を行うために設けている会議のこと。

議員定数…………… 12・48・50～54
4年に1回の市議会議員選挙で選ばれる議員の数。第1回の横須賀市会選挙（明治40年）で選ばれた議員数は36人であった。現在の横須賀市議会議員定数は39人。

議員バッジ…………… 64
議会…………… 12・20・41～42
（本会議・委員会等の開会状況）
議会ICT化運営協議会…………… 21・22
議会運営委員会…………… 21・22

議会関係例規…………… 55
議会制度検討会議…………… 21・22
議会シンボルマーク…………… 52・73
議決…………… 13・14・26・29
市長などから提出された議案など、市政を進める上で重要な事柄を、市議会の会議で決定すること。

【議決の種類】
意思決定の内容によって、次のように分かれる。
可決：予算、条例、契約、意見書、決議、その他
認定：決算
承認：専決処分
同意：人事案件
採択：請願
異議ない旨回答：諮問

議決権…………… 14
議事機関…………… 12・13
議事公開の原則…………… 23
議事堂…………… 6～10
横須賀市役所本庁舎の9・10・R1階にあり、本会議場のほか、4つの委員会室、理事者待機室などがある。

議事日程…………… 21
その日の会議で処理を予定している案件について、処理の順序を記載した予定表のこと。議長はこの議事日程に従って当日の会議を進める。
議場…………… 8・10
議席…………… 66
議長・副議長…………… 16・17・44～47・67

ケ
決議…………… 48～54
法の規定はないが、議会の意思を内外に表明すること。

決算…………… 14・20
予算と実績とを対比するもの。また、経営成績と財政状態とを明らかにするもの。
検査権…………… 15

ク
交渉会派…………… 17
広報広聴会議…………… 21・22

サ
採決…………… 24～26
議長（委員長）が起立・挙手などの方法で賛成者の数を集計すること。
散会…………… 24・25
議事日程にある予定案件をすべて終了して、その日の会議を終えること。

シ
市議会議会局…………… 6・17
市議会情報コーナー…………… 6・30
市議会だより…………… 30
市議会ホームページ…………… 30・51



質疑…………… 24~26
 本会議や委員会で議題となっていることについて、疑問点をたずねること。

執行機関…………… 12・13

趣旨了承…………… 29
 陳情の審査結果で趣旨に賛成すること。その他に、趣旨不了承、審査終了がある。

招集議会…………… 20

上程…………… 24~26

常任委員会…………… 9・21・22・42
 総務常任委員会…………… 21・22
 民生常任委員会…………… 21・22
 環境教育常任委員会…………… 21・22
 都市整備常任委員会…………… 21・22
 予算決算常任委員会…………… 21・22

所管事務調査…………… 35

自律権…………… 15

審議…………… 12・20
 本会議で説明を聞き、質疑し、討論を行い、表決するといった一連の過程のこと。

審査…………… 9・21・25
 委員会において議案等について論議し、委員会としての結論を出す一連の過程のこと。

セ……………
 請願・陳情の受理…………… 15
 請願・陳情の提出…………… 29
 政策検討会議…………… 21・22
 政務活動費（交付額）…………… 43・66
 全員協議会…………… 21
 重要な案件について協議するために設けている会議のこと。

選挙…………… 14・32・64・67
 議員選挙…………… 32・64
 議員の寄附の禁止…………… 33
 議会の解散と議員の解職…………… 34
 基本原則…………… 32
 選挙運動…………… 33
 選挙権・被選挙権のない人…………… 32
 選挙権（市議会の権限）…………… 14

ソ……………
 送付（陳情）…………… 29
 審査のため、議長が陳情を所管する委員会に送ること。

タ……………
 代表質問…………… 24

チ……………
 地方自治法…………… 14
 中核市…………… 12・13
 調査権…………… 14

ツ……………
 通年議会…………… 20

テ……………
 提案説明…………… 25
 議会に提出した案件の提出理由と内容を提出者が説明すること。
 定足数の原則…………… 23

定例会…………… 20
 定例議会…………… 20・24

ト……………
 討論…………… 24~26
 委員会や本会議で委員（議員）が賛成、反対の意見を表明すること。
 特別委員会…………… 21・42

ヒ……………
 表決…………… 24~26
 議員（委員）が賛成・反対の意思を表明すること。表決の方法には起立によるもの、投票によるもの、異議ない旨を語る簡易なものがある。
 費用弁償…………… 31
 議員の職務を行うためにかかる旅費などの費用を支払うこと、またはその金銭をいう。

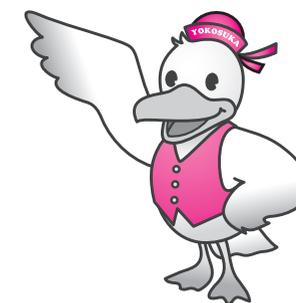
フ……………
 付託…………… 24・25
 部門別に詳しく審査するため、議長が議案や請願を所管する委員会に送ること。

ホ……………
 報酬（額）…………… 31・43・66
 傍聴…………… 6・10・28・41・42
 本会議…………… 8・10・21・24~26・41



リ……………
 臨時会…………… 31
 臨時議会…………… 20

三……………
 横須賀市議会会議規則…………… 15・23・31・55
 横須賀市議会基本条例…………… 15・23・55~59
 横須賀市議会議員政治倫理条例…………… 55
 予算…………… 12・14・18・20
 横須賀市の一会計年度における歳入・歳出の見積もり。一般会計予算、特別会計予算、企業会計予算がある。



横須賀市議会の政策形成サイクル

～政策を有効に機能させ、課題を解決していくために～

市民のニーズが複雑化・多様化している現在、市議会は市政の監視だけでなく、自ら課題を発見し、解決につながるような政策をつくっていくことが求められています。

そして政策がうまく機能しているか、意図した効果が得られているかなど検証・評価し、改善を図り、市民生活の課題、行政課題を解決していくことが重要となります。これを横須賀市議会では、政策形成サイクルとして図のような仕組みで、推進しています。

図の一番上、Plan（計画）では、議員の任期4年間に取り組むべき政策課題を掲げた実行計画を策定します。

Do（実行）は、実行計画に定められた政策課題について、専門家などから意見を聴取し、知見を積み重ねつつ、条例や政策提言の案をつくります。また、政策案に対する市民の声を反映させます。

こうして条例や政策提言ができたのちは、Check（評価）となりますが、条例に基づきどのような事業がどのように行われているのか、効果は出ているか課題解決につながっているかといったことを、政策をつかった議会自ら検証・評価します。

検証・評価の結果、議会として対応が必要であればAction（改善）として、条例改正などに取り組みます。

こうして政策形成サイクルを繰り返して推進していくことにより、横須賀市議会は誰もが安心して暮らせる地域社会の実現を目指します。

横須賀市議会の政策形成サイクル



TOPICS



議会シンボルマーク

移転前の横須賀市議会の議事堂は、現在の北口駐車場の場所に独立した建物としてありましたが、昭和59年（1984年）12月、老朽化に伴う市役所の建て替えに合わせ、市役所本庁舎9～R1階部分に移転しました。この議事堂移転20周年を記念して、「開かれた議会」「市民に親しまれる身近な議会」をイメージするような横須賀市議会のシンボルマークを募集し、議会や公募委員などによる2度の選考を経て決定しました。

市民に親しまれる身近な議会を、市民の一票をくわえた波間を飛ぶカモメに象徴させ、横須賀の頭文字Yの形にまとめ、「開かれた議会」「市民に親しまれる身近な議会」を表現しています。青と空色は横須賀の海と議会の透明性をあらわしています。



本会議場での手話通訳

横須賀市議会では、平成19年第2回定例会から、本会議での手話通訳を開始しました。この当時は、議員が市長に対して質問を行う本会議のみが対象でしたが、平成27年第2回定例会から、すべての定例議会の本会議で手話通訳を行っています。

インターネットによる生中継や録画放送でも手話通訳付きの本会議を見ることができます。



議場見学

議会を身近なものとして感じていただくため、議場見学を受け付けています。本会議場や委員会室などの議会施設を、議政局職員の説明で見学してみたいかたがでしょうか。

対象者	どなたでも見学できます
見学時間	30分から60分程度
見学場所	本会議場や委員会室などの議会施設
見学可能日	議会開会中を除く平日（月～金曜日） 午前9時～午後4時
申し込み	事前に市議会議政局総務調査課 （直通046-822-8460）へご連絡ください





横須賀市議会

【横須賀市議会議会局】 〒238-8550 横須賀市小川町11番地

- 総務調査課 046-822-8460
- 議事課 046-822-9394
- F A X 046-824-2663
- E-mail ... pd-ccs@city.yokosuka.kanagawa.jp

ホームページ



市議会公式X



【よこすか市議会ガイド】

発行：令和5年(2023年)12月/第7版/横須賀市議会

編集：広報広聴会議

大貫次郎委員長 / 加藤ゆうすけ副委員長 / 池田徳重 /
川本伸 / 竹岡力 / 土田弘之宣 / 天白牧夫 / 長谷川昇 /
ふじそのあき / 松岡和行 / 渡辺光一

製作：文明堂印刷株式会社

「よこすか市議会ガイド」は10,000部製作し、1部当たりの印刷経費は275円です。
紙へのリサイクルに適した材料[Aランク]のみを用いて製作しています。